

岩手県地域防災計画（原子力災害対策編）
新旧対照表
（案）

目 次

第 2 章 災害予防計画

- 第 1 節 防災知識普及計画 1
- 第 5 節 避難対策計画 2

第 3 章 災害応急対策計画

- 第 4 節 住民等への情報提供・広報広聴計画 4
- 第 6 節 避難・影響回避計画 5

第 4 章 災害復旧計画

- 第 3 節 健康確保等計画 8

頁	現 計 画	修 正 案
4-2-1	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 避難のための立ち退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>の意味及び内容 [略]</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示の意味及び内容 [略]</p>
修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
4-2-7	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ 市町村は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。</p> <p>○ 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告</u>又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難のための立ち退き又は屋内への退避の<u>勧告</u>又は指示の住民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。</p> <p>【避難計画の内容：本編・第2章・第5節・第2・1 参照】</p> <p>○ 避難計画作成及び指定避難所（収容施設）の指定に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策並びに避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関等との協議を踏まえるとともに、風向等の気象条件により指定避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。</p> <p>【避難計画作成の留意事項：本編・第2章・第5節・第2・1 参照】</p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <p>○ 学校、病院、社会福祉施設、事業所、観光施設など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件及び当該施設等の設置区域を管轄する市町村の避難計画の作成状況を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。</p> <p>○ 避難計画は、設置区域を管轄する市町村長に対し、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告</u>又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、施設内にいる者の避難のための立退き又は屋内への退避を迅速、確実に行うために必要</p>	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ 市町村は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。</p> <p>○ 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示の住民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。</p> <p>【避難計画の内容：本編・第2章・第5節・第2・1 参照】</p> <p>○ 避難計画作成及び指定避難所（収容施設）の指定に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策並びに避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関等との協議を踏まえるとともに、風向等の気象条件により指定避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。</p> <p>【避難計画作成の留意事項：本編・第2章・第5節・第2・1 参照】</p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <p>○ 学校、病院、社会福祉施設、事業所、観光施設など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件及び当該施設等の設置区域を管轄する市町村の避難計画の作成状況を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。</p> <p>○ 避難計画は、設置区域を管轄する市町村長に対し、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、施設内にいる者の避難のための立退き又は屋内への退避を迅速、確実に行うために必要な事項を</p>

<p>4-2-8</p>	<p>な事項を定め、関係職員等に周知徹底を図る。 【避難計画作成の留意事項：本編・第2章・第5節・第2・2 参照】</p> <p>3 広域一時滞在 【本編・第2章・第5節・第2・3 参照】</p> <p>第3～第5 [略]</p> <p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難所、避難経路、屋内退避方法等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p> <table border="1" data-bbox="268 705 842 1249"> <tr> <td data-bbox="268 705 464 981">防護・避難行動に関する事項</td> <td data-bbox="464 705 842 981"> <p>ア 平常時における避難の心得</p> <p>イ 避難、屋内退避の<u>勧告・指示</u>の伝達方法</p> <p>ウ 避難、屋内退避の方法</p> <p>エ 避難後の心得</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 981 464 1070">避難所に関する事項</td> <td data-bbox="464 981 842 1070"> <p>ア 避難所の名称及び所在地</p> <p>イ 避難所への経路</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1070 464 1249">災害に関する事項</td> <td data-bbox="464 1070 842 1249"> <p>ア 原子力災害に関する基礎知識</p> <p>イ 放射線、放射性物質等に関する基礎知識</p> </td> </tr> </table>	防護・避難行動に関する事項	<p>ア 平常時における避難の心得</p> <p>イ 避難、屋内退避の<u>勧告・指示</u>の伝達方法</p> <p>ウ 避難、屋内退避の方法</p> <p>エ 避難後の心得</p>	避難所に関する事項	<p>ア 避難所の名称及び所在地</p> <p>イ 避難所への経路</p>	災害に関する事項	<p>ア 原子力災害に関する基礎知識</p> <p>イ 放射線、放射性物質等に関する基礎知識</p>	<p>定め、関係職員等に周知徹底を図る。 【避難計画作成の留意事項：本編・第2章・第5節・第2・2 参照】</p> <p>3 広域避難及び広域一時滞在 【本編・第2章・第5節・第2・3 参照】</p> <p>第3～第5 [略]</p> <p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難所、避難経路、屋内退避方法等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p> <table border="1" data-bbox="869 705 1444 1249"> <tr> <td data-bbox="869 705 1066 981">防護・避難行動に関する事項</td> <td data-bbox="1066 705 1444 981"> <p>ア 平常時における避難の心得</p> <p>イ 避難、屋内退避の指示の伝達方法</p> <p>ウ 避難、屋内退避の方法</p> <p>エ 避難後の心得</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 981 1066 1070">避難所に関する事項</td> <td data-bbox="1066 981 1444 1070"> <p>ア 避難所の名称及び所在地</p> <p>イ 避難所への経路</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 1070 1066 1249">災害に関する事項</td> <td data-bbox="1066 1070 1444 1249"> <p>ア 原子力災害に関する基礎知識</p> <p>イ 放射線、放射性物質等に関する基礎知識</p> </td> </tr> </table>	防護・避難行動に関する事項	<p>ア 平常時における避難の心得</p> <p>イ 避難、屋内退避の指示の伝達方法</p> <p>ウ 避難、屋内退避の方法</p> <p>エ 避難後の心得</p>	避難所に関する事項	<p>ア 避難所の名称及び所在地</p> <p>イ 避難所への経路</p>	災害に関する事項	<p>ア 原子力災害に関する基礎知識</p> <p>イ 放射線、放射性物質等に関する基礎知識</p>
防護・避難行動に関する事項	<p>ア 平常時における避難の心得</p> <p>イ 避難、屋内退避の<u>勧告・指示</u>の伝達方法</p> <p>ウ 避難、屋内退避の方法</p> <p>エ 避難後の心得</p>													
避難所に関する事項	<p>ア 避難所の名称及び所在地</p> <p>イ 避難所への経路</p>													
災害に関する事項	<p>ア 原子力災害に関する基礎知識</p> <p>イ 放射線、放射性物質等に関する基礎知識</p>													
防護・避難行動に関する事項	<p>ア 平常時における避難の心得</p> <p>イ 避難、屋内退避の指示の伝達方法</p> <p>ウ 避難、屋内退避の方法</p> <p>エ 避難後の心得</p>													
避難所に関する事項	<p>ア 避難所の名称及び所在地</p> <p>イ 避難所への経路</p>													
災害に関する事項	<p>ア 原子力災害に関する基礎知識</p> <p>イ 放射線、放射性物質等に関する基礎知識</p>													
<p>修正理由</p>	<p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>													

頁	現 計 画	修 正 案												
4-3-13 4-3-14	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画 第1・第2 [略]</p> <p>第3 広報広聴 1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 349 839 846"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市町村長等が実施した<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示</u> 4～15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市町村長等が実施した<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示</u> 4～14 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	実施機関	広報広聴活動の内容	市町村本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示</u> 4～15 [略]	県本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示</u> 4～14 [略]	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画 第1・第2 [略]</p> <p>第3 広報広聴 1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="865 349 1452 846"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市町村長等が実施した<u>避難指示、緊急安全確保措置</u> 4～15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市町村長等が実施した<u>避難指示、緊急安全確保措置</u> 4～14 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	実施機関	広報広聴活動の内容	市町村本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難指示、緊急安全確保措置</u> 4～15 [略]	県本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難指示、緊急安全確保措置</u> 4～14 [略]
実施機関	広報広聴活動の内容													
市町村本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示</u> 4～15 [略]													
県本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示</u> 4～14 [略]													
実施機関	広報広聴活動の内容													
市町村本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難指示、緊急安全確保措置</u> 4～15 [略]													
県本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難指示、緊急安全確保措置</u> 4～14 [略]													
修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正													

頁	現 計 画	修 正 案												
4-3-22	<p>第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 住民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下本節中「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に住民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。</p> <p>○ 原子力災害が発生した場合には、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難勧告等</p> <table border="1" data-bbox="260 1115 837 2105"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告、指示</u> 〔災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読み替え)〕</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告、指示</u> 〔災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読み替え)〕 2 必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読み替</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市町村本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の <u>勧告、指示</u> 〔災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読み替え)〕	県本部長	1 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の <u>勧告、指示</u> 〔災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読み替え)〕 2 必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読み替	<p>第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 住民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下本節中「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に住民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。</p> <p>○ 原子力災害が発生した場合には、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難指示等</p> <table border="1" data-bbox="869 1115 1447 2105"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td><u>必要と認める地域の必要と認める</u>住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読み替え)〕</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避指示 〔災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読み替え)〕 2 必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読み替</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市町村本部長	<u>必要と認める地域の必要と認める</u> 住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読み替え)〕	県本部長	1 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避指示 〔災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読み替え)〕 2 必要と認める地域の <u>必要と認める</u> 居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読み替
実施機関	担当業務													
市町村本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の <u>勧告、指示</u> 〔災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読み替え)〕													
県本部長	1 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の <u>勧告、指示</u> 〔災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読み替え)〕 2 必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読み替													
実施機関	担当業務													
市町村本部長	<u>必要と認める地域の必要と認める</u> 住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読み替え)〕													
県本部長	1 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避指示 〔災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読み替え)〕 2 必要と認める地域の <u>必要と認める</u> 居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読み替													

		適用)、警察官職務執行法第 4 条]			適用)、警察官職務執行法第 4 条]
4-3-23	第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第 61 条（原災法第 28 条第 2 項による読替適用）〕	4-3-24	第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	必要と認める地域の <u>必要と認める</u> 居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第 61 条（原災法第 28 条第 2 項による読替適用）〕
	略			略	
	[略]			[略]	
	第3 実施要領			第3 実施要領	
	1 注意喚起			1 注意喚起	
	○ [略]			○ [略]	
	2 <u>避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示等</u>			2 <u>避難のための立退き又は屋内への退避の指示等</u>	
	(1) <u>避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示及び報告</u>			(1) <u>避難のための立退き又は屋内への退避の指示及び報告</u>	
	○ 実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の <u>勧告又は指示</u> を行う。この場合において、市町村本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。			○ 実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。この場合において、市町村本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。	
	○ 県本部長及び市町村本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県本部長及び市町村本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。			○ 県本部長及び市町村本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県本部長及び市町村本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。	
	(2) <u>避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の内容</u>			(2) <u>避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容</u>	
	○ 実施責任者は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避の <u>勧告又は指示</u> を行う。			○ 実施責任者は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。	
	ア 発令者 イ 避難のための立退き又は屋内への退避の別 ウ <u>勧告又は指示の別</u> エ 勧告又は指示の日時 オ 勧告又は指示の理由 カ 勧告又は指示の対象地域 キ 避難のための立退き先又は退避先			ア 発令者 イ 避難のための立退き又は屋内への退避の別 ウ 指示の日時 エ 指示の理由 オ 指示の対象地域 カ 避難のための立退き先又は退避先	

4-3-26	<p>ク 避難のための立退き又は退避する場合の経路 ケ その他必要な事項</p> <p>(3) 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示の周知</u></p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>○ 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示の内容</u>を、第4節・第2の規定に準じ、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（ラジオ、テレビ）、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。</p> <p>また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。</p> <p>○ 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示の周知</u>に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>○ 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。</p> <p>[報告又は通知事項]</p> <p>① 勧告又は指示を行った者 ② 避難のための立退き又は屋内への退避の別 ③ <u>勧告又は指示の別</u> ④ 勧告又は指示の理由 ⑤ 勧告又は指示の発令時刻 ⑥ 勧告又は指示の対象地域 ⑦ 避難のための立退き先又は退避先 ⑧ 避難のための立退者数又は退避者数</p> <p>[略]</p>	<p>キ 避難のための立退き又は退避する場合の経路 ク その他必要な事項</p> <p>(3) 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>指示の周知</u></p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>○ 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容を、第4節・第2の規定に準じ、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（ラジオ、テレビ）、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。</p> <p>また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。</p> <p>○ 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>○ 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。</p> <p>[報告又は通知事項]</p> <p>① 指示等を行った者 ② 避難のための立退き又は屋内への退避の別 ③ 指示の理由 ④ 指示の発令時刻 ⑤ 指示の対象地域 ⑥ 避難のための立退き先又は退避先 ⑦ 避難のための立退者数又は退避者数</p> <p>[略]</p>
	修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正

頁	現 計 画	修 正 案
4-4-4	<p>第3節 健康確保等計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 県及び市町村は、相互に連携し、健康に不安等を感じる県民等（広域一時滞在により県内に滞在する県外からの避難者を含む。以下、この節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、県民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。</p> <p>○ 県及び市町村は、原子力災害により被害を受けた県民等が、速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。</p> <p>[略]</p>	<p>第3節 健康確保等計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 県及び市町村は、相互に連携し、健康に不安等を感じる県民等（<u>広域避難又は</u>広域一時滞在により県内に滞在する県外からの避難者を含む。以下、この節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、県民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。</p> <p>○ 県及び市町村は、原子力災害により被害を受けた県民等が、速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。</p> <p>[略]</p>
修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正	